

# 未来へと ぼくらがつなぐ 下水道

平成30年度 下水道推進標語

## ■ 彦根市の下水道整備

下水道は、私たちの暮らしを健康で快適なものにし、河川や琵琶湖の水質を守るためにも欠かせない施設です。

市の公共下水道は、昭和56年度から事業に着手し、人口が多い市街地や下流域から順次整備を進めてきました。平成29年度末現在の人口普及率は82.5%で、全国平均78.3%（同28年度末現在）を若干超えている一方、滋賀県平均89.3%（同28年度末現在）と比べると、まだまだ低い状況です。

これは、琵琶湖東北部浄化センターの供用開始（平成3年）が湖南中部や湖西の浄化センターに比べて遅かったことと併せ、昨今の厳しい財政状況から、事業費の縮減を余儀なくされているためです。

現在、未整備になっている地域の皆さんにはご迷惑をおかけしていますが、今後の財政事情を見据えつつ、市全体のバランスにも配慮しながら整備を進めていきますので、ご理解をお願いします。

## ■ 排水設備工事は彦根市指定下水道工事店で

市の指定下水道工事店ではないのに、皆さんの家庭に下水道を使うための排水設備工事業の営業に行く業者がいます。

市に無届けで工事を行い、後でトラブルになるケースがあります。市が排水設備の清掃や修理などを業者に委託することはありませんので、ご注意ください。

業者が市の指定下水道工事店かどうか分からない場合は、困上下水道業務課にご確認いただくか、彦根市ホームページをご覧ください。

## ■ 地下水を使用している人へ

公共下水道をすでに使用していて、地下水を下水道に流している家庭で、使用人数に変更がある場合、困上下水道業務課に届け出が必要です。※困市民課、支所、各出張所での住所異動などの届け出とは連動していません。異動があった際は、お手数ですが、その都度、困上下水道業務課にもご連絡ください。

問い合わせ先 困上下水道業務課 ☎22-5458、FAX22-5433

## 数字で見る彦根市の下水道の整備状況 (前年度比)

- ▶ 供用面積は約53ha増加しました
- ▶ 供用区域内人口は約800人増えて約92,800人になりました

	平成29年度末 ※○内は前年度	
下水道普及率	82.5 %	(81.7 %)
供用面積	2,228.2 ha	(2,175.4 ha)
供用区域内人口	92,806 人	(92,010 人)
供用区域内世帯	39,158 世帯	(38,354 世帯)
水洗化人口	83,267 人	(82,530 人)
水洗化世帯	35,131 世帯	(34,216 世帯)
人口水洗化率	89.7 %	(89.7 %)

## 下水道管に雨水が流れ込まないようにしましょう

市の公共下水道は、汚水と雨水を別々に処理する分流方式で、下水道管は汚水の専用管です。公共下水道の汚水管へ流せるものは、トイレ・台所・風呂などの汚水のみで、雨どいなどからの雨水は流すことができません。

雨水を流すと、次のような問題が発生することがあります。

- ▶ 台風などの大雨の際、道路上のマンホールや宅地内のますから汚水があふれたり、家庭から汚水が流れなくなることがあります。
- ▶ 多くの雨水が下水処理場に流れ込むため、汚水が処理しきれず、琵琶湖の水質を悪化させてしまうことがあります。
- ▶ 下水処理場で処理に要する費用が増えるため、下水道使用料の負担増につながる可能性があります。

各家庭の汚水管に雨どいなどが間違っつてつながっている場合や、汚水管などが老朽化して雨水が流れ込んでいる場合があります。公共下水道の汚水管へ雨水が流れ込まないように、家庭での維持管理を適切に行うことを心がけましょう。



## 下水道の汚水ますに木の根が侵入していませんか

下水道の公共汚水ますと、利用者が設置、利用している宅内ますに木の根が侵入して、下水が流れないことがあります。

利用者には宅内ますの定期的な清掃をお願いしていますが、併せて公共汚水ますに異常がないか確認をお願いします。

異常があった場合は困下水道建設課にご連絡ください。※宅内ますの清掃は利用者負担になります。

問い合わせ先 困下水道建設課 ☎22-5458、FAX22-5433

国民健康保険・後期高齢者医療制度  
交通事故などで保険診療を受ける場合、30日以内に届け出てくださいます。

交通事故など第三者（加害者）の行為により受けたケガや病気などの医療費は、本来、加害者（相手方）が負担するのが原則ですが、被害者側にも一部過失のある場合などは、届出により国民健康保険や後期高齢者医療制度など、ご加入の健康保険で保険診療を受けることができます。

この場合、健康保険が一時的に治療費を立て替え、後日、加害者に請求しますので、警察だけでなく、両保険年金課へ速やかに届出をしてください。

国民健康保険および後期高齢者医療制度以外の健康保険の加入者は、ご加入中の健康保険へ届出をしてください。医療機関を受診する際は、第三者行為によるものであることを伝えてください。

届出に必要なもの

- ① 第三者行為による傷病届
- ② 事故発生状況報告書
- ③ 念書
- ④ 事故証明書（自動車安全運転センター発行のもの）※交通事故の場合（「ピーモ可」）



⑤ 被保険者証  
⑥ 印鑑

※①～③の用紙は両保険年金課にあります。彦根市ホームページからもダウンロードできます。

このような場合も  
第三者行為となります

- ▼ 自動車事故以外の自転車の事故（滋賀県では、平成28年10月から、自転車損害賠償保険への加入が義務付けられました）
- ▼ 暴力行為によるケガ
- ▼ 他人の飼い犬にかまれた
- ▼ 他人から提供された食事で食中毒になった など

注意  
加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、保険診療による治療を受けられなくなる場合があります。

加害者からの返還分を、当事者の間で請求しない旨の示談を行うと、健康保険が加害者に直接請求できなくなり、被害者自身が思いがけない負担を負うおそれがあります。

示談の前に、早めに問い合わせ先までご相談ください。※次の場合、健康保険での治療は受けられません。  
▼ 勤務中や通勤途中での事故（労災保険の対象です）  
▼ 不法行為（飲酒運転など）による事故

問い合わせ先 両保険年金課 ☎30-6112番、FAX 22-1398番、(園後期高齢者医療広域連合) ☎077-522-3013番

全国一斉！  
法務局休日相談所

相続・贈与などの登記、土地の境界、会社法人の設立・変更、人権に関することなどの相談に、法務局職員、公証人、司法書士などが応じます（予約優先）。

日時 10月7日(日) 午前10時～午後4時

場所 県庁大津びわ湖合同庁舎（大津市京町三丁目）1階 共用会議室

費用 無料

申込期限 10月5日(金) 午後5時

申込・問い合わせ先 大津地方法務局総務課 ☎077-522-4772番

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画（素案）

意見の件数	123件
案の修正を行うもの	15件
案の修正を行わないもの	54件
すでに案に記載済みのもの	4件
その他	50件

問い合わせ先 彦根愛知犬上広域行政組合 建設推進室 ☎35-0015、FAX35-4711

湖東圏地域公共交通網形成計画の修正（素案）

意見の件数	3件
案の修正を行うもの	1件
案の修正を行わないもの	1件
すでに案に記載済みのもの	1件

問い合わせ先 困交通対策課 ☎30-6134、FAX24-5211

意見公募手続制度  
結果のお知らせ

障害のあるお子様(成人の方も)お預かりします。

営業時間 8:00～19:00  
土・日・祝日・GWも可  
定休日 12/30～1/3

日中一時支援・移動支援事業所  
一般社団法人 さくらんぼ  
彦根市丹町10番28号 103号 0749-47-3947

進路相談 / 個別指導 / 発達支援 / 障害児支援  
芽が育つ。個性が伸びる。【見学・相談随時受付中!】

アットスクール  
南彦根駅西口から徒歩15分 南彦根教室

頭脳トレーニング教室「パズル道場」9月開校!

生徒募集中! ☎0749-30-9905  
彦根市平田町9-2-4 ヴィラロンシャン101 minamihikone@at-school.jp